

# 第1部 プランの基本的な考え方について

## 1. プランの趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきました。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊要な課題となっています。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めること、国民は男女共同参画社会づくりに努めることが定められました。

基山町においても、平成23年3月に、令和2年度を目標年度とする「基山町男女共同参画推進プラン及びDV被害者支援計画」を策定し、平成28年3月に策定した「第5次基山町総合計画」においても、男女共同参画の推進を盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

令和2年度が「基山町男女共同参画推進プラン及びDV被害者支援計画」の最終年度となることから、社会の変化を考慮しながら「女性活躍推進計画」を加え、基山町における男女共同参画社会を実現するための施策を総合的、体系的に整理し、推進するために計画の見直しを行いました。

## 2. プランの基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

このプランの基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条までに基づいています。

- ① 男女が個人として尊重される社会  
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮  
固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考えることが必要です。
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保することが必要です。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすることが必要です。

⑤ 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。

### 3. プランの目的

このプランは、男女平等と男女共同参画社会を実現するための、基山町の基本的な考え方を明らかにするとともに、町が行う施策を体系化し、計画化したものです。

### 4. プランの目標

プランを実現するため、プランの基本理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げました。これらの目標を、町と町民との協働と連携により進めていきます。

- I 男女共同参画推進の基盤づくり【基山町 DV 被害者支援基本計画】
- II あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり【基山町女性活躍推進計画】
- III だれもが安心・安全に暮らすことができる社会づくり

### 5. プランの位置づけ

- ① このプランは、基山町総合計画・基本計画に基づいています。
- ② このプランは、家庭・地域・学校・職場などの関係団体が男女共同参画社会づくりを推進する指針となるものです。
- ③ このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める男女共同参画計画です。
- ④ このプランにおける基本目標 I 「男女共同参画の基盤づくり」の基本課題③「DV 等あらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（市町村基本計画）に位置づけます。
- ⑤ このプランにおける、基本目標 II 「あらゆる分野で男女共同参画を推進する社会づくり」は、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）に位置づけます。
- ⑥ SDGs について

SDGs とは、地球に住むすべての人が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくため、平成27年9月に国連総会で採択された世界共通の目標。2030年までに経済・社会・環境など様々な課題に取り組もうと定められました。世界中の“誰一人取り残さない”を理念としています。ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性と

も重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGs 推進に繋がるものと考えております。



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDG s の目標は次のとおりです。

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人々へ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p>すべての人々が生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>世界中から不平等を是正する</p>

## 6. プランの期間

プランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10ヵ年とします。

なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。